

み 自 第 184 号

平成 27 年 6 月 23 日

株式会社ゆざウインドファーム

代表取締役 加藤 聡 様

山形県知事 吉村 美栄子



西遊佐風力発電事業環境影響評価準備書に対する意見について

平成 27 年 2 月 16 日付けで貴殿から求められた意見は、別紙のとおりです。

担当

山形県環境エネルギー部みどり自然課

福島、大高

電 話 023-630-3042

F A X 023-625-7991

Mail: fukushimah@pref.yamagata.jp

## 西遊佐風力発電事業環境影響評価準備書に関する山形県知事意見

### 1 全般的事項

- (1) 環境影響評価の結果を事業計画に反映させるとともに、事業の実施過程において評価結果の検証を行うこと。
- (2) 環境影響評価の結果に基づく環境保全措置及び事後調査を確実に実施し、事業実施区域周辺の自然環境及び地域住民に対する影響の回避又は低減に努めること。
- (3) 事業の進捗状況及び事後調査の結果について、適宜、地域住民及び関係機関に対し情報提供を行うとともに、一般にも公表するよう努めること。
- (4) 工事の施工にあたっては、あらかじめ工事区域の外周を柵やロープ等で明確にするなどの措置を行い、工事区域外における工事関係者等の踏付けによる改変の防止を徹底すること。

### 2 大気環境

- (1) 風力発電機の機材の輸送を夜間に計画しているが、特に十里塚集落内を通行する際は、事前に住民の理解を得るとともに、騒音及び振動の低減に努めること。
- (2) 最寄り集落における供用時の低周波音の音圧レベルは、建具ががたつき始める値及び人が圧迫感・振動感を感じる値を下回るものと予測しているが、施設の稼働後、住民から騒音に対する苦情が生じた場合は、必要に応じ、調査、分析及び検討を行い、住民に説明するなど適切な対応を取ることを。

### 3 地 形

- (1) 建設ヤードの造成に伴う切土及び盛土の箇所を平面図に表示し、建設ヤードの造成による影響が及ぶおそれのある範囲を明確にして評価を行うこと。

### 4 動植物

- (1) 調査によって得られた動植物の生息情報は、調査を実施した時期及び場所における限定的な情報であるため、それに基づく予測結果には不確実性がある。

このため、対象事業実施区域、十里塚集落からの工事用資材の搬入路、送電線の埋設箇所及びその他の動植物調査区域において、希少な動植物の生息が新たに確認された場合は、改めて事業による影響の評価を行い、実行可能な範囲で環境保全措置を検討すること。

(2) 掘削孔に溜まった濁水は、沈砂タンクで沈砂後に放流又は改変範囲内に散水することで、濁水発生を抑制する計画である。基礎工事において発生すると考えられる汚泥も含めて、周辺の動植物及び海への著しい影響が発生しないよう適切な措置を行うこと。

また、コンクリート打設工事等において発生すると考えられるアルカリ排水については、周辺に生息する動植物に対して著しい影響が発生しないよう中和処理等の適切な措置を行うこと。

(3) 鳥類の渡りの状況について、飛翔図の記載の誤りを修正し、評価結果を再度確認すること。

(4) 飛翔エリアが風力発電機に近接しているハイタカ等の種について、衝突確率の算出が行われていないものがある。

このため、飛翔高度及び飛翔範囲の調査データの確認を行い、衝突確率の算出が可能かどうかを再度検討し、あらたに衝突確率を算出する場合は、鳥類に対する影響の予測及び評価の結果を修正すること。

(5) バードストライクに関する事後調査は、訓練された鳥類調査員が行うこと。

(6) 庄内砂丘のクロマツ林は、砂防林として地域住民の生活に欠かすことのできない重要なものであることから、それに対する影響の回避又は低減に努めること。建設ヤードの造成及び撤去の施工は強風時を避けるほか、工事期間中に発生する裸地をシートで覆う等の措置を行い、飛砂による被害の発生の防止に努めること。

また、クロマツ林内における送電線の埋設及びクロマツ林に隣接する建設ヤードの造成を行う際は、クロマツを伐採しないこととしているが、クロマツの生育に大きな影響を及ぼすような損傷を生じさせないように、十分留意すること。

(7) 建設ヤードの配置は、重要な群落であるハマニンニク-コウボウムギ群落を避けて計画し、環境への配慮がある程度行われている。しかし、国定公園内における計画であることから、一般的な在来植物群落に対しても配慮が必要である。

このため、現在の風力発電施設の配置計画において、実行可能な範囲で改変区域に占める在来植物群落の割合を小さくすること。

(8) 工事による土地の改変部分の植生の復旧に当たっては、周囲に生育する在来植物群落を構成する種の導入に努めること。

なお、植生の復旧を行った箇所は、事後調査を実施することとしているが、背後地へ著しい飛砂の発生が生じない程度に植生が復元するまで事後調査を継続すること。

- (9) 生態系への影響の予測及び評価を行うために選定したキツネ及びタヌキは、必ずしも対象事業実施区域を主な生活域として利用しているとは言えない。

このため、対象事業実施区域を主な生活域として利用している種を注目種として新たに選定し、生態系への影響の予測及び評価を行うことが可能かどうかを検討すること。可能な場合は、予測及び評価の結果を修正すること。

## 5 人と自然の触れ合いの活動の場

- (1) 工事車輛が十里塚集落内を通過する際は、海水浴場の利用客に対する影響を回避又は低減するため、海水浴場の利用客が集中する時期だけでなく、大型車輛の通行量が多くなる時期においても交通誘導員を配置するなどの適切な措置を行うこと。